

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：137,588人（令和5年1月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：9人（令和5年1月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、
(12分野) 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

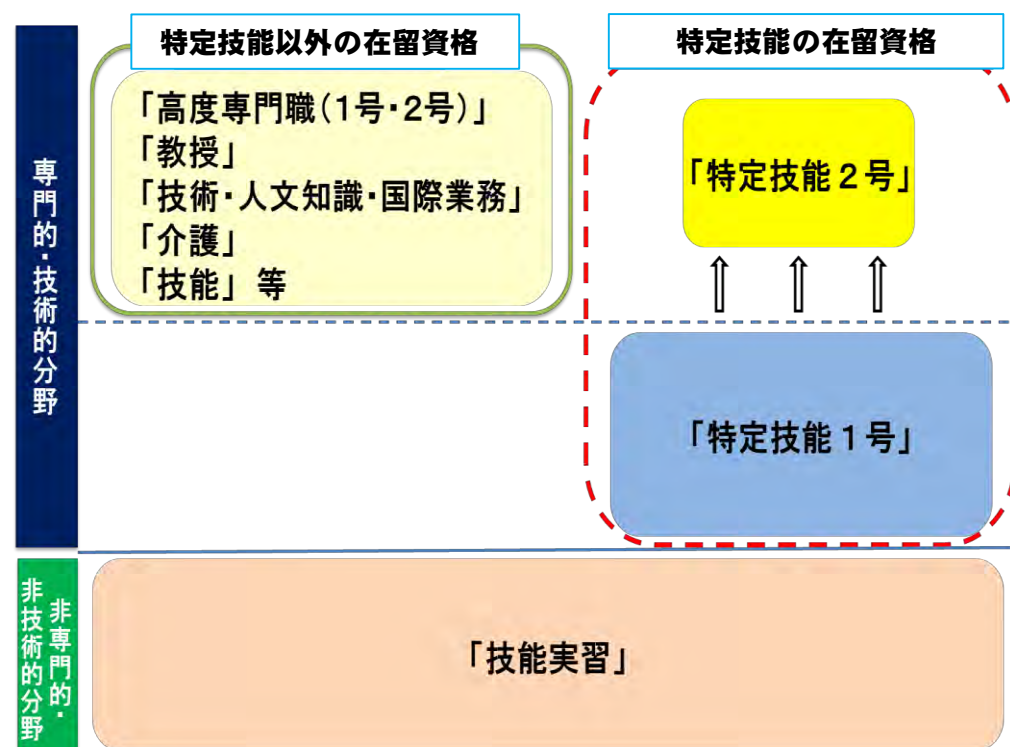
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成29年（2017年）11月1日)

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則
(検討)

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成31年（2019年）4月1日)

…古川元大臣の下、令和4年2月から7月まで「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を開催し、同年7月29日、勉強会を通じた大臣所感を発表（次ページ参照）

有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

(令和4年11月22日関係閣僚会議決定)

「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」を通じた法務大臣所感

勉強会の趣旨・背景

特定技能制度・技能実習制度について、様々な立場から、忌憚ない御意見を幅広く聴取し、問題点を把握するため、法務大臣の勉強会を開催（令和4年2月～7月）

勉強会において把握した課題・論点

【特定技能制度について】

- ポストコロナに向けた運用状況の更なる把握・分析
- キャリアパスをどう描くか（特定技能1号人材の有効な確保策、特定技能2号への円滑な移行など、一貫したキャリアパスの整備）
- より実態に即して対応できる受入れ見込数の設定の在り方
- 大都市集中防止等の課題の把握・分析（現状、技能実習生からの移行が8割・・・顕在化していない可能性があり、引き続き注視が必要）

【技能実習制度について】

- 人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力として扱う実態のかい離
- 実習実施者と実習生の間での事前情報の不足によるミスマッチ
- 実習生の日本語能力不足による意思疎通の困難性
- 不当に高額な借金を負う実習生の存在
- より一層実習生の立場に立った転籍の在り方
- 監理団体による監理体制や相談・支援体制が十分でない
- 外国人技能実習機構の管理・支援体制が十分でない

検討に当たっての基本的考え方

- 政策目的・制度趣旨と運用実態の分かりやすい整合
- 人づくりの理念の維持
- 人権の尊重
- 今後の日本社会の在り方に沿った制度

今後の方針等

- 政府全体の本格的な検討では、これまでの外国人材受入れに関する政府方針を踏まえて検討。
- 引き続き様々な御意見を伺いつつ議論を深め、長年の課題を歴史的決着に導きたい。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する論点

第1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

- 1 制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（国内での人材確保や人材育成）を踏まえた制度の在り方（制度の存続や再編の可否を含む。）（技能実習）
- 2 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）
- 3 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）

第2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

- 1 転籍の在り方（技能実習）
- 2 管理監督や支援体制の在り方
 - （1）監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方（存続の可否を含む。）
 - （2）国の関与や外国人技能実習機構の在り方（存続の可否を含む。）
 - （3）国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出国や送出しの在り方（入国前の借金の負担軽減策、MOCの更なる強化方策を含む。）
- 3 外国人の日本語能力の向上に向けた取組（コスト負担の在り方を含む。）

※上記論点は、中間報告書（制度の在り方の方向性）の提出までに議論する。

※留意点

特定技能制度は、平成31年4月に施行されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、施行後1年もたたない時期（令和2年2月）から約2年にわたって海外からの入国が制限されていたことから、運用状況の更なる把握や分析が必要である。

以上

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール

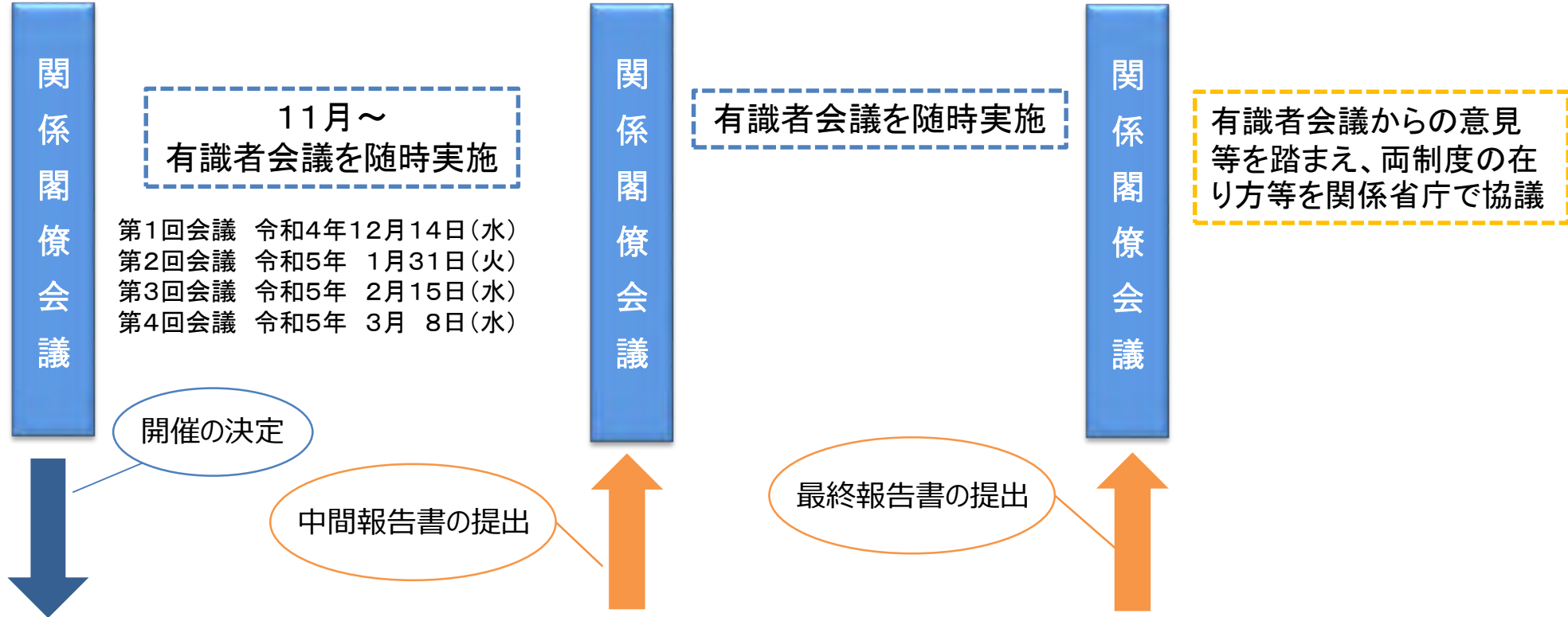
令和4年

令和5年

11月22日

春頃

秋頃



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

特定技能所属機関等による届出書の作成が複雑となっている現状を踏まえ、届出書の統合及び記載内容の簡素化を図り、届出書作成の負担を軽減させる目的により実施
令和4年8月30日より、出入国在留管理庁HPで公表し、運用開始

随時届出の様式変更の目的

一つの事象が複数の届出事由に該当する場合、これまで届出事由毎に届出書を作成し、提出する必要があったところ、これらの届出書を統合することにより、1部の届出書を作成するだけで届出が可能となるもの

様式変更後の提出書類

変更前

変更後

登録支援機関から支援を受けていた特定技能外国人が退職した場合

様式第3-1号（雇用契約終了）及び
様式第3-3号（委託契約終了） 各1部

様式第3-1-2号（新設）のみ

支援を委託する登録支援機関を変更した場合

様式第3-3号 2部
（委託契約終了及び新たな委託契約締結）

様式第3-3-2号（新設）のみ

定期届出の様式変更の目的

支援実施状況に係る届出書（四半期毎に提出）について、様式を簡素化することにより、届出書作成の負担を軽減

届出書簡素化の内容

- これまでは、全10項目ある支援全てについて、「実施」「未実施」「支援対象なし」から選択
→ 10項目すべて選択しなければならないため、作成時の負担となっていた
→ 「支援対象なし」と「未実施」の区別が難しく、作成時の負担となっていた



- 様式変更後は、「すべて実施した」「実施していない支援がある」から選択
→ 支援計画書において実施すべき支援を全て実施した場合、「すべて実施した」を選択するだけで届出が可能 ※1

※1 実施していない支援の詳細については、「支援未実施に係る理由書（新設）」を作成・添付して報告
※2 その他令和4年3月31日より、生活オリエンテーションの確認書を提出不要（要保管）に変更

特定技能所属機関による定期届出の作成の負担軽減のため、受入れ・活動状況に係る届出書の別紙（特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払い状況）の記載項目の見直しを実施

令和5年3月1日に出入国在留管理庁HPで公表

令和5年第1四半期から運用開始

「報酬の支払い状況」部分の様式変更

旧様式の「基本給額及び最低賃金の対象となる諸手当総額の合計額」及び「法定外控除額」の記入欄を省略し、「支給総額」、「差引支給額」及び「法定控除額」の3項目のみを記載する様式に変更

（旧様式）

基本給額及び最低賃金の対象となる諸手当総額の合計額	支給総額	法定控除額	法定外控除額
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円
円	円	円	円

（新様式）

支給総額	差引支給額	法定控除額
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円



- ・「基本給額及び最低賃金の対象となる諸手当総額の合計額」の計算が煩雑
- ・「法定外控除」に対応する額の特定が困難

- ・項目を整理し、簡素化することで届出書作成の負担を軽減



→ 所属機関からのご意見・ご要望により見直し

○ 申請書類の簡素化に係るこれまでの取組

- ・ 同時に2以上の申請を行う場合や、過去一定期間に同一の書類を提出している場合の重複する書類の提出の省略（平成30年9月～）
- ・ 様式の統合や廃止（36様式→32様式）（令和2年4月～）
- ・ 他の様式等の項目により確認可能な記載項目の見直し（18様式24項目）（令和2年4月～）
- ・ 様式を誓約書にすることにより契約書等の添付書類を廃止（2様式）（令和2年4月～）
- ・ 申請等の入力支援ツールであるQRコード付き申請フォームの作成（令和2年9月～）
- ・ 押印の省略（令和2年12月～） 等

○ 規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議）（抄）

c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。

d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

【令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

○ 中間答申後の検討状況

➤ 技能実習計画の認定申請に係る添付書類の簡素化（令和5年4月見直し実施：55種類→46種類）

- ・ 一部書類（技能実習責任者等の常勤性を確認する書類、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書等）を省略可に
- ・ 一部書類（技能実習責任者等の履歴書に関する様式と就任承諾と誓約に関する様式）を統合

➤ 技能実習計画の認定申請書の簡素化

技能実習生の情報以外の項目が同一の複数の計画について、一部の様式を省略できないか、検討中

➤ 技能実習計画の申請手続のオンライン化

外国人技能実習機構の認定申請手続等について、令和7年末までにオンライン化予定